平成２４年（フ）第３１号
函館市宇賀浦町３番21号
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目25番９号
債務者　倉本　　勇
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
岐阜県大垣市郭町東２丁目57番地　戸田ビル４Ｆ
債務者　榊原　敏子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
三重県伊勢市勢田町570番地10　泉コーポ202号室
債務者　山根　理行
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
北海道旭川市南８条通25丁目18番地の17　庄子コーポ南Ｂ101
債務者　高山美保子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９２号
北海道旭川市旭町２条19丁目135番地の25
債務者　道田　光子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
北海道旭川市東６条４丁目１番４号　スカイライフ101
債務者　荻野　岩男
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０号
北海道旭川市豊岡11条６丁目４番15号　コーポひかり203号室
債務者　國貞　崇康
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
愛知県豊田市明和町４丁目10番地１　明和コーポＢ―210号
債務者　鐘ヶ江嘉晴
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
大阪府枚方市藤阪西町２―４―102、住民票上の住所奈良県大和郡山市九条町1043番地121
債務者　小島　慎祐
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９５号
大阪市住吉区山之内３丁目11番３号　ジュネス山之内301号
債務者　森田　和行
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１６号
大阪府守口市藤田町５丁目６番３号
債務者　国分　徳子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始中更正

平成２３年（フ）第８２８８号
大阪市中央区南船場１丁目３番27号、前本店所在地大阪市浪速区元町２丁目３番８号
破産者　有限会社カンボジアアセットマネジメント（旧商号有限会社クレスト）
代表者取締役　延時　謙二
1　主文　当裁判所が平成23年12月28日午後１時になした破産手続開始決定中、破産者の住所が「大阪市浪速区元町２丁目３番８号」とあるのを「大阪市中央区南船場１丁目３番27号、前本店所在地大阪市浪速区元町２丁目３番８号」と、破産者の商号が「有限会社クレスト」とあるのを「有限会社カンボジアアセットマネジメント（旧商号有限会社クレスト）」と、代表者の表示が「代表者代表取締役　山下　義位」とあるのを「代表者取締役　延時　謙二」と更正する。
2　決定年月日　平成24年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３０５号
滋賀県東近江市合戸町151番地の１
破産者　株式会社西森建設
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３１７８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾503―７　小久保ハイツ１―102、開始決定時の住所埼玉県秩父市上町２丁目４―13
破産者　小川　知一
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部